

納 税 準 備 預 金

平成28年2月25日現在

商品名 (愛称)	納 税 準 備 預 金	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、法人 	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。 	
預 入	<ul style="list-style-type: none"> ・隨時預入できます。 	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1円以上 	
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。 	
利 息	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 	
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 	
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を365日とする日割計算とします。 <p>毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円としてお利息を計算します。</p>	
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合、個人のお客さまのお利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 ・法人のお客さまの場合、租税納付以外の目的で払戻した時のお利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。 	
手数料	—	
附加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。 	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>	

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・租税以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫